

道路陥没事故を踏まえた救助を最優先とした応急復旧、住民・事業者への対応等に係る決議

令和7年1月28日に本市で発生した中川流域下水道管の破損に起因する道路陥没事故において、埼玉県では関係機関の協力のもと、八潮市を対象に災害救助法の適用を決定し、救助活動を最優先とした応急復旧に取り組んでいる。

この事故の発生により、現場周辺の住民が相当の期間にわたり避難を余儀なくされた。避難解除後も振動、騒音、悪臭、先の見えない不安などから心身、健康への負担も懸念されている。

また、道路の封鎖や工事に伴い、休業や事業の縮小、停止を余儀なくされた事業者は、今後の事業継続に関して不安な日々を過ごしている。

このような状況を踏まえ、市民の安全安心を図るため、一日も早い応急復旧・本復旧の推進と、生活や事業活動に影響を受けた市民、事業者へのきめ細やかな対応が十分確保されるよう、地元市議会としての責務を果たしていく。

さらに、二度と今回のような事故が起こらないよう防止策について行政とともに努めていく。

要救助者の一刻も早い救助を祈念し、以上、決議する。

令和7年2月27日

埼玉県八潮市議会